

令和5年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
(「指定管理者募集要項等」に係る審査)

1 開催日時 令和5年7月27日(木) 10:00~10:20

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室

3 対象施設 青森市一般廃棄物最終処分場

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 白戸高史(企画部次長)  
副委員長 工藤拓実(総務部次長)  
委員 松本大吾(青森大学准教授)  
委員 西村晴夫(東北税理士会青森市部税理士)  
委員 木村久美子(市民部次長兼行政情報センター所長)  
委員 中村敦(農林水産部次長)  
委員 石村淳(浪岡振興部次長)

(2) 施設所管課(環境部清掃管理課)

課長 堰野端活昭  
主幹 松原祐也  
主査 木村拓司  
主事 鈴木耕平

(3) 制度所管課(財政課)

副参事 岩淵寿哉  
主幹 宮崎恭次  
主査 滝口貴史

5 案件 募集要項等に係る審査

6 審査結果

委員から指摘があった箇所について募集要項等を修正したうえで指定管理者の募集を開始すること、誤字脱字等の軽微な修正等に関しては委員長に一任することに対し、全委員異議なく、全会一致で了承された。

## 7 主な質疑内容

委員：水質の管理・検査は誰が行うのか。

施設所管課：指定管理者が行う。

委員：現在の指定管理者は土木・建築関連の業者だが、水質分析も行うのか。

施設所管課：埋立業務に関しては、土木・建築関連の業者が行っているが、水処理施設に関しては、下請けの分析会社が管理している。

委員：報告はどのように行っているのか。

施設所管課：各検査項目について適切に検査が行われており、毎月、報告書をいただいている。

委員：浸出水の処理については、最終的に放流するため、一番大切な部分だと思うが、下請けという形でよいのか。青森市が責任をもって、直接運営するか、又は、直接委託するべきではないか。

施設所管課：現在、水質検査結果については（年1回実施している法的に必要な全項目検査について）環境計量証明書報告書をいただいております、その結果を市のホームページで市民の皆様に公表しているのです、市の監視体制としても適切であると考えています。

委員：他の指定管理施設にも共通する事項だが、他のグループの委員から、「事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理について仕様書等に記載がないため、文言としてきちんと記載するべきではないか」との指摘があったが、清掃管理課としては記載してもよいのか。

施設所管課：ご指摘のとおり修正する。

委員：選定基準について、1ページ目の表に「最低基準点」欄を載せた場合、それぞれの項目ごとにこの点数以下になると失格になるという誤解を招く恐れがあるため、選定基準表から最低基準点の列を削除していただきたい。

施設所管課：ご指摘のとおり修正する。